

第6回植物防疫検討会 議事概要

日時： 令和7年1月24日(金)9:30～12:00

場所： 農林水産省共用第2会議室

出席者：【委員】有江委員(座長)、天野委員、大藤委員、君島委員、杉山委員(事前に書面で質疑応答を行った。)

【専門委員】佐藤専門委員、藤川専門委員、宮竹専門委員

【事務局(農林水産省)】

消費・安全局 植物防疫課

小宮課長、春日井防疫対策室長、海老原国際室長 他

横浜植物防疫所

佐藤統括調査官、松浦統括調査官 他

【傍聴(Web)】約 80 名

議題：1. 「検疫有害動植物及び輸入植物検疫措置の見直しについて」

- ・非検疫有害動植物の指定

- ・既存の検疫有害動植物の対象植物又は対象地域の追加・削除等

2. 「輸入検疫における廃棄消毒等処分の基準への検疫有害動植物の追加」

3. 「植物検疫に係る輸入解禁について」

- ・メキシコ産パプリカの生果実に対するリスク管理措置

- ・インドネシア産マンゴウの生果実に対するリスク管理措置

農林水産省消費・安全局植物防疫課小宮課長から冒頭あいさつの後、事務局から議題1から議題3について資料に沿って説明。

各専門委員及び委員からの発言要旨は以下のとおり。

議題1. 検疫有害動植物及び輸入植物検疫措置の見直しについて

【議題1. 事務局からの補足説明】

- 杉山委員より、本議題について御意見があり、以下のとおり回答していることを紹介。

- ① 資料 41 ページのスイカ果実汚班細菌病菌について、海外で生産された種子は侵入経路になることが予測されるが、種子の検定や種苗メーカーへの指導はどのように実施しているのか。

(回答)本細菌は、輸出国に対して種子の精密検定を要求しており、新たに輸出国に種子の検定等を求める際には、業界団体を通じて周知を徹底しており、輸入時にも種子の検定を実施する等により、病虫害の侵入がないよう監視する体制を強化している。

- ② 資料 53 ページの *Tomato leaf curl New Delhi virus* について、宿主植物が多岐にわたるため、侵入した際に国内生産に与える影響が心配。今般の見直しにより、対象地域からフィリピンが削除されるが、引き続き注視していただきたい。

(回答)海外における病害虫の発生状況は、常に最新の情報を収集している。本ウイルスは、現時点ではフィリピンに発生していないことが確認されたため、対象地域から削除したが、引き続き、フィリピンを含め発生状況を注視していく。

- ③ ミカンコミバエ種群などが、おそらく人為的な持ち込みではなく、季節風により日本国内に飛来していることから、調査方法や発見時の対応などの見直しに関する議論が必要ではないか。

(回答)植物防疫法に基づき侵入調査事業を実施しており、適宜、調査地点や発見時の対応等を見直し等を県などと協力しながら議論、検討していく。また、ミカンコミバエ種群の飛来状況の変化に対応するため、調査研究を実施しており、より効果的な調査方法についても検討していく。

【議題1. 質疑応答】

(藤川専門委員)

- 非検疫有害動植物の指定について、本議題の見直しの内容は妥当であるとする。
- 資料 14 ページの *Hop stunt viroid* はホップなどで被害報告があるが、日本既発生であり、大きな被害報告もないため非検疫有害動植物に指定したのか。

(事務局)

- 然り。大きな被害が発生する日本未発生レースが存在するという情報もない。

(有江座長)

- 資料 21 ページのエンドウ萎ちょう病菌の対象植物にえんどうの苗が追加されたが、輸入実績はあるのか。

(事務局)

- これまで、えんどう苗の輸入実績はないが、今後も輸入される可能性がないとは言えないことから、輸入実績の有無に関わらず、我が国に侵入するリスクがあるという科学的根拠が得られた場合には、対象植物に追加することとしている。

(宮竹専門委員)

- ミバエ類について見直しの内容は妥当と考えるが、ミカンコミバエ種群は種によって寄主範囲が異なる場合があるため今後の課題と考える。
- 資料 30 ページのミナミアメリカミバエの対象植物の見直しについて、ライムのうちにタヒチライムを追加することだが、根拠文献のブラジルのサンパウロ州ではタヒチライムのみを栽培しているのか。

(事務局)

- 根拠文献では、タヒチライムでの寄生報告のみ。特定のほ場を調査した情報なので、サンパウロ州でタヒチライムのみが栽培されているかは不明。

(有江座長)

- 資料 33 ページのミカンクロトゲコナジラミの対象地域の追加について、古い文献が根拠となっている理由はあるのか。

(事務局)

- 新たに得られた情報を契機に病害虫リスクアナリシス(PRA)を実施しており、PRAに当たっては、最新の文献から古い文献まで幅広く調査している。今回、科学的根拠として採用できる文献が古いものであった。

(藤川専門委員)

- 台湾を対象地域に追加する文献については、標本の状態での報告だが、発生は続いているのか。

(事務局)

- 文献の情報から、継続的に発生していると判断した。

(宮竹専門委員)

- 資料 34 ページのトマトキバガについては、日本国内でトラップへの誘殺が確認されているが、今後どのように対応していくのか。

(事務局)

- 日本国内においてトラップへの誘殺が確認されている状況だが、現在、越冬の可能性等について調査研究を実施しており、その調査結果を踏まえて、今後の対応を検討する。

(有江座長)

- 資料 37 ページのバナナネモグリセンチュウの対象植物の追加について、これまでもテーブルやし属の輸入実績はあると思うが、今まで日本で発見された事例はないのか。

(事務局)

- 輸入実績はあるが、日本の輸入検査での発見事例はない。

(大藤委員)

- 症状が無くても経路になりうる植物については、規制すべきであると考えため、慎重に検討いただきたい。

(藤川専門委員)

- 資料 41 ページのスイカ果実汚班細菌病菌について、学術的には *Paracidovorax citrullii* が使用されているが、*Acidovorax citrullii* に学名変更する見直しは適切であるのか。

(事務局)

- 2023 年に *Paracidovorax citrullii* が提唱されていることは承知しており、シノニムとして PRA 報告書に記載している。現時点では、*Acidovorax citrullii* が慣習的に支持されていることから、見直しの内容については適切と考えている。今後も、国際的な動向を注視しつつ、引き続き検討を実施していく。

(大藤委員)

- 資料 51 ページの *Tomato brown rugose fruit virus* の対象植物の見直しについて、引き続きトマト以外の種子が経路となる情報を注視していただきたい。

(君島委員)

- 資料 53 ページの *Tomato leaf curl New Delhi virus* の見直しについて、フィリピンを対象地域に追加した際にも文献調査を行ったと思うが、なぜ対象地域から削除するのか。

(事務局)

- EPPO (European and Mediterranean Plant Protection Organization) や CABI (Center for Agriculture and Biosciences International) でフィリピンが発生国とされていること等を踏まえ、対象地域としていたが、今般、フィリピンに本ウイルスが存在する根拠とされていた文献を精査したところ、他のウイルスに関する報告であることが確認されたため。

(君島委員)

- 改正規則の施行まで6か月間の移行期間を設けているが、検疫有害動植物が侵入するおそれはないのか。

(事務局)

- 特に侵入リスクがあると考えられる病害虫については、あらかじめ SPS 緊急通報等による輸入停止の要請や暫定的な輸入検査措置を実施することで、規則改正までの空白期間がないようにすることとしている。

【議題1. まとめ】

(有江座長)

本日の委員・専門委員から修正を要する意見はなかったため、本議題 については現案の方向で進めていただきたい。

議題2. 輸入検疫における廃棄消毒等処分の基準への検疫有害動植物の追加

【議題2. 質疑応答】

(君島委員)

- 改正内容については妥当と考える。
- 特定重要病害虫検疫要綱が廃止されることにより、これまで識別研修を行っていた特定重要病害虫という区分がなくなるが、病害虫の同定についてはどのような研修を行っているのか。

(事務局)

- 植物防疫所では、各種研修や識別講習会、OJT を通じた病害虫同定技術の習熟に努めているほか、輸入検査現場で使用する病害虫の識別指標を整備しており、当該要綱が廃止された後も植物防疫官の同定レベルが維持できるようにしている。

【議題2. まとめ】

(有江座長)

今回提案された案に対して、委員・専門委員から修正を要する意見はなかったため、本議題については現案の方向で進めていただきたい。

議題3. 植物検疫に係る輸入解禁について

【議題3. 質疑応答】

(1)メキシコ産グロッサム種とうがらし生果実に対するリスク管理措置

(有江座長)

- 接種試験の対照区のタバコ苗はすべて発病したのか。また、試験環境はタバコ苗とグロッサム種とうがらし苗で同様か。

(事務局)

- すべてのタバコ苗で発病が確認された。また、同じ環境条件のもと試験を実施している。

(佐藤専門員)

- 本葉と子葉とでは、感染しやすさが異なると思うが、どのような生育段階の苗を試験に用いたのか。
- 古い文献でカリフォルニアのピーマンでべと病症状があったという報告があったが、今回はメキシコ産グロッサム種とうがらし生果実の解禁であるため、問題とならないか。

(事務局)

- 試験では十分展開した子葉を有する苗を用いており、感受性には問題ないと考える。
- メキシコ内で発生しているタバコべと病菌を用いて、同国産グロッサム種とうがらし生果実への接種試験を実施したことから、同国産グロッサム種とうがらし生果実のみを対象とするものである。

(宮竹専門委員)

- パソタイプとレースの違いは何か。

(事務局)

- ほぼ同じ意味で記載している。

(佐藤専門委員)

- べと病においては、品種に発病するかしないかという観点ではレースという用語を用いる場合が多い。

(君島委員)

- 果実上の孢子生存試験はどのように実施したのか。

(事務局)

- グロッサム種とうがらし生果実に孢子懸濁液を点滴接種後、24、48、72 時間後に表面の孢子をセロテープ法で採集し、染色して生物顕微鏡で検鏡した。形状だけでは難し

いかかもしれないが、胞子の乾燥状態、発芽管が伸長するかどうか等を確認している。

(大藤委員)

- 今回はあくまでグロッサム種とうがらし生果実が経路にならないという判断か。
- タバコベと病菌のレースは品目に対する病原性の違いか、品種に対する病原性の違いか。

(事務局)

- ご理解のとおり、メキシコ産グロッサム種とうがらし生果実がタバコベと病の経路にならないと判断している。
- とうがらしにおいては、レースの違いは報告されていないが、タバコやナス属では品種に対する病原性の違いが報告されている。

(佐藤専門委員)

- ベと病菌においては、品種に対する病原性をレースという場合が多い。また、品目に対してベと病菌が一对一で決定される場合が多く、他の品目に感染するベと病菌がレースの違いによりとうがらしに感染することはないと考えられる。

(2) インドネシア産ゲドン種マンゴウ生果実に対するリスク管理措置

(宮竹専門委員)

- 大規模殺虫試験データで、有効供試虫数が処理区にしか記載されていない理由。
- インドネシアがゲドン種を選択した理由。

(事務局)

- 殺虫試験の有効性の確認には処理により死滅したと思われる個体のみカウントする。果実寄生後に自然死した個体をカウントしないよう対照区(無処理区)を設け、生存虫がどれくらいかをカウントする。この対照区の生存虫数を用いて処理区に供した個体の処理前に生存していたであろう個体数を算出する。この数を有効供試虫数としている。
- インドネシア側で日本のマーケットに適した品種を選定したものと考えている。

(君島委員)

- 最熱耐性ミバエ種の決定のための熱耐性比較試験において、供試した2種のミカンコミバエ種群のそれぞれの試験データを記載すべきではないか。

(事務局)

- 試験は2種のミカンコミバエ種群それぞれ分けて実施しているが、紙面の都合上、熱耐性の高いミカンコミバエのデータのみを掲載したところ。2種のデータを掲載したものに資料を差し替える。

【議題3. まとめ】

（有江座長）

メキシコ産グロッサム種とうがらし生果実及びインドネシア産ゲドン種マンゴウ生果実のリスク管理措置等について、委員・専門委員から修正を要する意見はなかったため、本議題については今後の手続きを進めていただきたい。